

『新しい社会科地図』の記述内容に関する質問状

私ども日本李登輝友の会は、文化交流を主とした新しい日本と台湾の関係を構築することを目的として活動している民間団体です。

このたび、御社発行の中学校用『新しい社会科地図』の内容に関し、見過ごし難い誤った記述のあることが判明しました。

誤り1】

一六頁、一八頁、二〇頁の地図のなかで、台湾と中華人民共和国の間に国境線が引かれておらず、前者が後者の領土に組み込まれた形になっています。しかし、台湾が中華人民共和国の領土となった事実はなく、これは明らかに重大な誤りです。

周知のように、我が国は、昭和二十七年四月発効の「サンフランシスコ講和条約」において台湾に関する主権を放棄しました。しかし、その後、台湾がどの国家に帰属するかについては一切取り極められておらず、台湾を自国領とする中華人民共和国の主張には法的根拠がありません。

また、昭和四十七年九月の「日中共同宣言」においても、中華人民共和国政府は「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」とした一方で、我が日本国政府は「この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重」するとしたものの、台湾を中華人民共和国の領土とは承認しておりません。

そもそも我が国は、サンフランシスコ講和条約において台湾に対する領土的処分権を喪失しているため、台湾を中華人民共和国の領土と承認する権限はなく、そのため承認できない立場にある」というのが政府の公式見解になっています。

さらに、我が国政府の「二つの中国」政策にしても、それは国際法上の「一国一政府の原則に基づき、中国」の正統政府は中華民国か中華人民共和国のいずれか一つしか承認しないという政府承認の問題であり、台湾の帰属先の問題ではありません。このことは、日中共同声明にも明記されている通りです。

誤り2】

一六頁の「アジア各国の独立」のなかで、「日本領」であった台湾について「四四五 中国へ返還」と記述しています。しかし、これは中華民国や中華人民共和国による何ら法的根拠のない主張を反映したにすぎず、実際に台湾は、サンフランシスコ講和条約が発効するまでは法的に日本領でしたので、重大な誤りです。

誤り3】

一八頁の「中国の行政区分」で、台湾が中国の領土として表示されています。しかし、これは中華人民共和国発行の「中華人民共和国行政区画簡冊 一九九九年版」に掲載された行政区分をそのまま転載したものであり、台湾を中華人民共和国の領土と承認していない日本政府の立場とは異なりますので、重大な誤りです。

以上、三点の誤りを指摘したうえで質問いたします。

一、『新しい社会科地図』は、日本人の中学生が使用する教科書でありながら、現実も日本政府の見解も無視して、あえて中華人民共和国の主張を組み入れた資料を使用することで、台湾を中華人民共和国の領土と表記するのは、いったいどのような理由からでしょうか。

二、中学校学習指導要領では 地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる」ことを求めています。その点で、台湾を中華人民共和国の領土と表記することは 世界の地域構成を大観」することを妨げることになりますので、明らかに学習指導要領に違反しています。来年の供給本ではこれらの誤りを訂正する意思はありますか。

以上、日本の将来をなう子供たちを思い、日台関係、日中関係の正常化を願う立場から質問いたしました。速やかなるご回答をよろしく願います。

尚、本質問状及びご回答は公開いたしますのでご了承のほどお願いいたします。

平成十七年七月四日

日本李登輝友の会 『日台共栄』編集部

東京書籍編集部御中